

## 広報おごせ広告掲載取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、越生町有料広告掲載に関する基本要綱（平成18年要綱第30号）に基づき、越生町（以下「町」という。）が作成する広報おごせへの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、広報紙の表紙・裏紙を除く各ページの下1段とする。

### (掲載規格)

第3条 掲載規格は、1枠（縦50ミリメートル×横85ミリメートル）又は2枠（縦50ミリメートル×横170ミリメートル）相当とする。

### (掲載期間)

第4条 掲載期間は、1か月単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12か月とする。

### (広告掲載料)

第5条 広告掲載料の額は、別表のとおりとする。ただし、1回の申し込みにつき掲載回数が6回以上11回以下の場合は1回分を、12回の場合は3回分を減額する。

### (広告内容)

第6条 広告のデザイン及び内容などは、広報おごせのイメージを損なうことのないよう、申込者と調整してから掲載するものとする。

### (原稿の作成及び提出)

第7条 広告原稿は、町が指定する方法により申込者の負担で作成し、町が指定する期日までに電子データにより提出するものとする。

### (所管課)

第8条 広報おごせの広告掲載に係る事務の所管課は、総務課とする。

### (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

### (広告掲載料についての特例措置)

2 別表の規定にかかわらず、当分の間、同表中「7,000円」とあるのは「5,000円」と、「10,000円」とあるのは「7,000円」と

読み替えるものとする。

別表（第5条関係）

区 分	金 額
1 枠 (50ミリメートル×85ミリメートル)	1回につき7,000円
2 枠 (50ミリメートル×170ミリメートル)	1回につき10,000円